2　国民年金第三号被保険者に該当する配偶者が、第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなつた場合であつて、引き続き国民年金第三号被保険者となるときは、その短期給付適用除外加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、配偶者が同項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた短期給付適用除外加入者は、当該届書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

一　短期給付適用除外加入者の氏名、生年月日及び住所

二　加入者番号

三　配偶者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

四　第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた旨又は同項各号のいずれかに該当していた旨

五　第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた年月日又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなつた年月日

六　その他必要な事項

（加入者被扶養者証）

第三条　事業団は、第一条の五第一項の申請書（加入者について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合における申請書を除く。）の提出があり、被扶養者の要件を備えるものと認定したときは、加入者に対し、加入者被扶養者証を交付する。

2・3　［略］

（高齢受給者証の交付等）

第三条の二　事業団は、加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当することとなる場合には、高齢受給者証を加入者に対して交付する。

2・3　［略］

様式第六号（第一条の二の六関係）　［略］

様式第七号（第一条の二の六関係）　［略］

様式第八号（第一条の五、第三十三条の四関係）

（裏）

記　載　要　領

1～7　［略］

8　被扶養者が海外に居住する場合については、「住所」欄にその住所を記入してください。

9　被扶養者の認定取消の申請を行う場合は、申請書に加入者被扶養者証を添付してください。

10　加入者被扶養者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。

11　※欄は記入しないでください。

［項を加える。］

（加入者被扶養者証）

第三条　事業団は、第一条の五の申請書（加入者について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合における申請書を除く。）の提出があり、被扶養者の要件を備えるものと認定したときは、加入者に対し、加入者被扶養者証を交付する。

2・3　［同上］

（高齢受給者証の交付等）

第三条の二　事業団は、加入者が法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「組合法」という。）第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当することとなる場合には、高齢受給者証を加入者に対して交付する。

2・3　［同上］

様式第六号（第一条の二の八関係）　［同上］

様式第七号（第一条の二の八関係）　［同上］

様式第八号（第一条の五、第三十三条の四関係）

（裏）

記　載　要　領

1～7　［同上］

［項を加える。］

8　被扶養者の認定取消の申請を行う場合は、申請書に加入者被扶養者証を添付してください。

9　加入者被扶養者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。

10　※欄は記入しないでください。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。